省　令

○法務省 厚生労働省令第一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十七号)の施行に伴い、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則(平成十七年法務省 厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

附　則

この省令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

○経済産業省令第十一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第一条　液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条　一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第三条　コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号ニ中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項の福祉ホームであつて」を「同条第二十六項の福祉ホームであって」に改める。

附　則

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十一号)附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十七日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　社団法人奈良県猟友会の名称
(一)　変更前の名称　社団法人奈良県猟友会
(二)　変更後の名称　一般社団法人奈良県猟友会
(三)　変更の年月日　平成二十六年一月六日

○法務省告示第百十三号

熊本県葦北郡芦北町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意
一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、芦北町役場又は熊本地方法務局八代支局に照会すること。

平成二十六年三月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

熊本県葦北郡吉尾村大字大岩四千五百三十八番地　橋本　ツヨ

○法務省告示第百十四号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意
一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常磐城千七百八十一番地　手塚安之助

○外務省告示第七十三号

平成二十六年三月一日にペトラで、ペトラ博物館建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ペトラ博物館建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六億八千六百二十万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　小菅淳一在ヨルダン大使
ヨルダン側　イブラヒム・サイフ計画・国際協力大臣

平成二十六年三月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第四百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町中川字越田九二〇のヌ、九二〇のヲの二、九二〇のリ、神尾田字ヲソノ一〇一九の一、一〇一九の二、一〇二〇の一、一〇二〇の二、一〇二一の一、一〇二一の二、一〇二三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。)